

## 日本重複障害教育研究会会則

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会支援教育事業部日本重複障害教育研究会と称し、事務局を東京都世田谷区野沢3-13-9（清水聡宅）におく。

### 第2条 目的

本会は、生命諸科学の研究と共生社会の構築をめざした実践的研究を行う。特に、特別支援教育（重複障害教育）を軸とし、生命の多様性を視座に入れ、生命諸科学（教育、医療、福祉、労働等）に関する理念、方法、技術及び制度の改善等の研究活動を行い、それらの向上と発展に寄与するための諸活動を行う。

### 第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生命諸科学（教育・医療・福祉・労働等）に関する実践的研究活動の推進及び国内外の関連情報の交換
- (2) Web通信による本会からの提言や情報の発信
- (3) 研究協議会（年1回）の開催及び関連機関との提携事業の実施
- (4) その他必要な事業

### 第4条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同するもので、所定の会費を納入したものとする。

### 第5条 役員

会長1名 副会長1名 事務局長1名 監事2名

役員任期は3年とし、再選を妨げない。

### 第6条 役員職務

会長は、本会を代表し会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合は会務を代行する。事務局長は、事務局を統括し、本会の運営及び実務にあたる。

### 第7条 経費

本会の経費は、会員の会費・寄付金・事業収益をもって充てる。

### 第8条 会費

本会の会費は、2,000円とする。

### 第9条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

付則 この会則は、特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会定款に基づき2001年10月1日内規として定めたものを、本会の組織改編により2013年3月23日に改定したものである。